

公益社団法人全国建築物飲料水管理協会

役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人全国建築物飲料水管理協会（以下、「当協会」という。）の定款第31条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益であつてその名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、当協会の役員としての職務遂行の対価に限られ、当協会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

(報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員の報酬は、月額とする。
3. 役員等には、役員賞与及び退職金を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬月額は、理事会において決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除した上で本人の指定する本人名義の金融機関に振込する。

(費用)

第7条 当協会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用についてはこれを請求のあった日から滞りなく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第8条 当協会は、当規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年7月24日から施行する。

附 則

改定後の規定は、平成30年5月28日から施行する。